

前橋水質浄化センター更新事業（第 1 期）
実施方針
（修正版）

令和 8 年 6 月
（令和 8 年 9 月）

前 橋 市 水 道 局

目 次

第 1	事業内容に関する事項	1
1	事業名称	1
2	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	1
3	公共施設等の管理者	1
4	事業目的	1
5	事業概要	2
6	事業方式	3
7	事業期間	4
8	民間事業者の収入	5
9	遵守すべき法令等	5
10	事業期間終了時の措置	5
第 2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1	民間事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方	6
2	選定の手順及びスケジュール	6
3	民間事業者の募集手続き	7
4	応募者の参加資格要件	12
5	審査及び選定に関する事項	19
6	優先交渉権者選定後の手続	20
第 3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	22
1	基本的な考え方	22
2	民間事業者の責任の履行確保に関する事項	22
第 4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	23
1	立地・本事業の対象施設に関する事項	23
2	施設構成等の概要	23
第 5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	24
1	疑義が生じた場合の措置	24
2	管轄裁判所の指定	24
第 6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	24
1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	24
2	本事業の継続が困難となった場合の措置	24
第 7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	25
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	25
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	25
3	その他の支援に関する事項	25
第 8	その他事業の実施に関し必要な事項	25
1	情報公開及び情報提供	25

2	応募に係る費用負担.....	25
3	問合せ先.....	25

添付書類

- 別紙 1 リスク分担に関する基本的な考え方
- 別紙 2 対象施設の建設予定地
- 別紙 3 本事業の対象施設

- 様式 1 要求水準書（案）添付書類配布希望申込書
- 様式 2 説明会及び現地見学会参加申込書
- 様式 3 汚泥等サンプリング申込書
- 様式 4 資料閲覧申込書
- 様式 5 守秘義務の遵守に関する誓約書
- 様式 6 第二次被開示者への資料開示通知書
- 様式 7 実施方針に関する質問書
- 様式 8 実施方針に関する意見書
- 様式 9 要求水準書（案）に関する質問書
- 様式 10 要求水準書（案）に関する意見書
- 様式 11 個別対話申込書

実施方針で用いる用語を下表のとおり定義する。

用語	定義
本事業	前橋水質浄化センター内の既存施設を撤去し、撤去後の用地に更新施設を設計及び建設し、保全管理を行う「前橋水質浄化センター更新事業（第1期）」
本市	前橋市
DBM 方式	Design Build Maintenance の略称 本市が資金調達をし、施設の所有権を有したまま、民間事業者に設計、建設、保全管理業務を一体的に発注する方式
民間事業者 （優先交渉権者）	本市と事業契約を締結し、本事業を実施する予定の者
更新施設	本事業で、要求水準書、事業提案書及び設計図書に基づき民間事業者が事業用地に建設する施設、設備及び付属品等の全てのもの
大規模修繕	施設の設備及び部品の取り換えを行うことで性能を回復させること
修繕	消耗部品の交換及び分解組立整備を行うことで実用上支障のない状態まで回復させること
実施方針等	実施方針及び要求水準書（案）
募集要項等	募集要項公表の際に本市が公表する書類一式（募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準書、基本協定書（案）、事業契約書（案）、様式集）
基本協定	本市と民間事業者の間に更新施設の設計・建設工事にかかる設計・建設工事請負契約及び更新施設の保全管理業務にかかる保全管理業務委託契約の締結、並びに本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的として、本市及び民間事業者の義務について必要な事項を定めるもの
事業契約	基本契約、設計・建設工事請負契約、保全管理業務委託契約
基本契約	事業期間にわたり本事業を適正かつ確実に実施するために必要な基本的事項を定めた契約。本市と民間事業者との間で締結し、基本契約に基づいて設計・建設工事請負契約及び保全管理業務委託契約を締結する
参加表明書等	参加表明書及び参加資格確認に必要な書類
応募検討者	本事業への応募を検討する者
応募者	参加表明書等を提出した者
事業提案書	資格審査通過者が募集要項等に基づき作成し、期限内に提出する書類・図書

第1 事業内容に関する事項

1 事業名称

前橋水質浄化センター更新事業（第1期）

2 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

（1）名称

前橋水質浄化センター

（2）種類

下水道終末処理場

※本事業の対象施設の立地等については、23 ページを参照。

3 公共施設等の管理者

前橋市公営企業管理者 膽熊 桂二

4 事業目的

前橋水質浄化センターは、1963 年2月の供用開始から 60 年以上が経過し、設備のみならず、土木建築躯体を合わせた本格的な改築・更新が必要な時期を迎えている。一方で、本市の人口は 2040 年には 30 万人を下回ると予想されており、下水道使用料収入の減少により、下水道事業の経営状態の悪化を招くことが危惧されている。そのような状況の中、本市の下水道事業が将来にわたり持続可能なものとしていくために、「前橋水質浄化センター基本構想策定業務」及び「前橋水質浄化センター更新事業基本設計業務」、「前橋水質浄化センター更新事業 PPP/PFI 手法導入可能性調査業務」を実施し、3 期にわたる前橋水質浄化センター更新事業の計画を策定した。

本事業は、その第1期として、管理棟、沈砂池ポンプ棟、新1系水処理施設等の再構築を行うものである。

なお、事業方式はライフサイクルコストの最適化による事業費削減を目的に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号 改正令和 4 年法律第 100 号）に準じた DBM 方式で行う。

5 事業概要

本事業で選定された民間事業者は、以下の業務を実施する。詳細は、要求水準書（案）に示すものとする。なお、性能評価検証業務とは、新1系水処理施設の整備完了後、四季を通じた施設性能の安定性等の評価・検証を目的として実施する業務である。

本事業の対象施設と業務範囲を以下に示す。

施設	工種	設計・建設業務			保全管理業務
		設計	建設	性能評価検証	保全管理
3系新電気室	土木	—	—	—	—
	建築	●	●	—	—
	機械	—	—	—	—
	電気	—	—	—	—
管理棟	土木	●	●	—	—
	建築	●	●	—	—
	機械	—	—	—	—
	電気	▲※1	▲※1	—	▲※1
し尿浄化槽汚泥受入施設	土木	●	●	—	—
	建築	●	●	—	—
	機械	●	●	—	●
	電気	●	●	—	●
沈砂池ポンプ棟	土木	●	●	—	—
	建築	●	●	—	—
	機械	●	●	—	●
	電気	●	●	—	●
新1系水処理施設	土木	●	●	●	—
	建築	●	●	●	—
	機械	●	●	●	●
	電気	●	●	●	●
既設3系最初沈殿池 (改造工事)	土木	●	●	—	—
	建築	—	—	—	—
	機械	●	●	—	—
	電気	—	—	—	—

●: 全て本事業対象

▲: 一部本事業対象

—: 本事業対象外

※1: 別途、管理棟監視室に既設中央監視設備及び遠方監視設備を設置する予定である。それを考慮した施設設計を行うこと。

(1) 設計・建設業務

① 設計業務

(ア) 設計業務（撤去対象施設の設計を含む）

(イ) その他関連業務（必要な許認可等の取得及び届出の提出）

(ウ) 各種申請に関する業務（国の交付金等の申請手続き支援を含む）

(エ) 設計業務に関する説明会への協力（住民説明会等への協力及び出席、説明資料作成を含む）

② 建設業務

- (ア) 土木工事
- (イ) 建築工事
- (ウ) 機械設備工事
- (エ) 電気設備工事
- (オ) その他必要な工事（場内整備、各種責任分界点までの取合工事）
- (カ) 撤去工事（既設 1 系水処理施設、既設管理棟、発電機室、水質試験室、浄化槽汚泥処理施設、し尿処理施設、旧ボイラー室、旧し尿投入槽等）
- (キ) 工事監理
- (ク) 工事状況の本市への報告
- (ケ) 試運転・総合試運転業務
- (コ) その他関連業務（必要な許認可等の取得及び届出の提出）
- (サ) 各種申請に関する業務（国の交付金等の申請手続き支援を含む）
- (シ) 会計検査対応に関する協力
- (ス) 工事説明会及び工事見学会への協力

③ 性能評価検証業務

- (ア) 性能評価検証業務対象施設の運転管理指導業務
- (イ) 性能評価検証業務対象施設の保守点検指導業務
- (ウ) 性能評価検証業務対象施設の水質試験・確認業務
- (エ) 性能評価検証業務対象施設の運転管理マニュアル策定業務
- (オ) 性能評価検証業務対象施設の保守点検マニュアル策定業務
- (カ) その他本事業を実施する上で必要な業務

（２）保全管理業務

① 保全管理業務

- (ア) 保全管理業務対象施設の修繕、大規模修繕業務
- (イ) 保全管理業務対象施設の保守点検業務（点検周期が 1 年以上の定期点検のみ）
- (ウ) 保全管理業務対象施設の見学者対応に関する協力
- (エ) 各種申請に関する業務（国の交付金等の申請手続き支援を含む）
- (オ) 会計検査対応に関する協力
- (カ) 契約終了時の施設機能確認業務
- (キ) その他本事業を実施する上で必要な業務

6 事業方式

本事業は、更新施設の設計、建設、保全管理（点検周期が 1 年以上の定期点検、修繕、大規模修繕）をまとめて民間事業者に委ねる、DBM 方式とする。

7 事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおりとする。

令和 10 年 3 月（予定） 事業契約の締結
 事業契約締結の日～令和 25 年 3 月 設計・建設期間 15 年間※1、※2
 令和 25 年 4 月～令和 27 年 3 月 性能評価検証期間 2 年間
 令和 25 年 4 月～令和 45 年 3 月 保全管理期間 20 年間※3

No.	工事名	業務	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	～	R43	R44
1	3系新電気室建設工事	設計建設						供用開始																
2	管理棟建設工事	設計建設						供用開始																
		保全管理																						
3	既設3系改造工事	設計建設						工事完了																
4	し尿浄化槽汚泥受入施設建設工事	設計建設							供用開始															
		保全管理																						
5	沈砂池ポンプ棟建設工事	設計建設																供用開始						
		保全管理																						
6	新1系水処理施設建設工事	設計建設																供用開始						
		性能評価検証																						
		保全管理																						

※1：設計・建設期間について、民間事業者の提案により工期短縮を認める。

※2：民間事業者の提案により、設計・建設期間が短縮された場合、それに伴い、性能評価検証期間の2年間及び保全管理期間の20年間という期間は変更せず、開始時期及び終了時期を変更する。

※3：沈砂池ポンプ棟、新1系水処理施設に対する保全管理期間を指す。沈砂池ポンプ棟、新1系水処理施設よりも前に整備される想定 of 管理棟やし尿浄化槽汚泥受入施設の保全管理は施設供用開始時から実施することとする。

8 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は、民間事業者が実施する水処理施設等の設計・建設業務に係る対価、性能評価検証業務に係る対価、保全管理業務に係る対価により構成される。

(1) 設計・建設業務に係る対価

本市は、民間事業者に対して、更新施設の設計・建設業務に係る対価を設計・建設期間中に年度ごとの出来高に応じて支払う。詳細は募集要項等に示す。

なお、本市は、下水道事業に係る国の補助金及び交付金制度を活用する予定である。民間事業者は、本市が国の補助金及び交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこととする。

(2) 性能評価検証業務に係る対価

本市は、民間事業者に対して、性能評価検証業務に係る対価を性能評価検証期間にわたって民間事業者の計画する業務の内容に従い、各年度1回支払う。詳細は募集要項等に示す。

(3) 保全管理業務に係る対価

本市は、民間事業者に対して、更新施設の保全管理業務に係る対価を保全管理期間にわたって民間事業者の計画する業務の内容に従い、業務の実施年度に1回支払う。詳細は募集要項等に示す。

9 遵守すべき法令等

民間事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。関係法令の具体名称は、要求水準書（案）に示すものとする。

10 事業期間終了時の措置

民間事業者は、事業期間中、保全管理業務を適切に行うことにより、事業期間の終了時において本事業の対象施設を要求水準書に示す性能を満足する状態に保持しなければならない。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方

本市は、本事業への参画を希望する事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上で民間事業者を選定する。民間事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用する。

2 選定の手順及びスケジュール

民間事業者の選定に関する手順及びスケジュールは、以下のとおり予定している。

日程（予定）	内容
令和8年6月末	実施方針等の公表
令和8年7月中旬	説明会及び現地見学会の実施
令和8年8月中旬	実施方針等に関する質問及び意見の受付
令和8年9月上旬	実施方針等に関する質問回答
令和8年10月	個別対話の実施
令和9年3月末頃	募集要項等の公表
令和9年4月	募集要項等に関する質問の受付
令和9年5月	募集要項等に関する質問回答
令和9年6月	参加表明書の受付、参加資格確認申請書の受付
令和9年6月	参加資格審査、結果通知書の送付
令和9年7月	本市と応募者の対話
令和9年9月末頃	事業提案書の受付
令和10年1月	優先交渉権者の選定及び公表 (プレゼンテーション及びヒアリング)
令和10年2月	基本協定の締結
令和10年2・3月	契約協議
令和10年3月	事業契約の締結
令和10年4月	事業開始

3 民間事業者の募集手続き

(1) 実施方針等の公表

本市は、実施方針等を本市ホームページで公表する。

(2) 要求水準書（案）の添付書類（別紙１～１９）の配布

応募検討者に対して、要求水準書（案）添付書類（別紙１～１９）の配布を下記のとおり実施する。なお、配布方法は添付書類を保存した CD-ROM を本市が用意する外付け光学ドライブ（CD/DVD ドライブ）を用いて希望者の PC にダウンロードする形式とする。ダウンロードは PC １台までとする。

配布希望申込 の受付期間	令和８年７月１日（水）９時から 令和８年８月１４日（金）１７時まで
参加申込の 方法	申込書（様式１）に記入の上、下記メールアドレス宛に提出すること。 前橋市水道局 下水道施設課 メールアドレス：sui-sisetu@city.maebashi.gunma.jp
添付書類配布 の開催日時	令和８年７月２日（木）から令和８年８月１４日（金）までの期間を予定しており、本市が指定する日時とする。 日時の決定はメールにて連絡する。

(3) 説明会及び現地見学会の実施

応募検討者に対して、前橋水質浄化センターでの説明会及び現地見学会を下記のとおり実施する。なお、本市は、説明会及び現地見学会時の参加者による質問には回答しない。

参加申込の 受付期間	令和8年7月1日（水）9時から 令和8年7月9日（木）13時まで
参加申込の 方法	申込書（様式2）に記入の上、下記メールアドレス宛に提出すること。 前橋市水道局 下水道施設課 メールアドレス：sui-sisetu@city.maebashi.gunma.jp
説明会及び 現地見学会の 開催日時	令和8年7月13日（月）から令和8年7月17日（金）及び令和8年7月21日（火）から令和8年7月24日（金）までの期間を予定しており、本市が指定する日時とする。 説明会・現地見学会について、処理場の稼働状況によりご希望に添えない場合がある。 日時の決定はメールにて、以下のスケジュールでお知らせする。 ①令和8年7月7日(火)13:00までの申請：令和8年7月8日（水）午前中 ②令和8年7月9日(木)13:00までの申請：令和8年7月10日（金）午前中

また、本事業への参画を検討する者の必要なデータの収集に資するため、希望者に対し、汚泥等のサンプリングの機会を設ける。汚泥等のサンプリングの機会は、現地見学会時とする。申込み等の手続きは、下記のとおり実施する。

汚泥等には、流入水、処理水を含む。

汚泥等サン プリング申込 の受付期間	令和8年7月1日（水）9時から 令和8年7月9日（木）13時まで
汚泥等サン プリング申込 の方法	申込書（様式3）に記入の上、下記メールアドレス宛に提出すること。 前橋市水道局 下水道施設課 メールアドレス：sui-sisetu@city.maebashi.gunma.jp
汚泥等サン プリング日時	原則、現地見学会時とする。 なお、サンプリング可能な汚泥等については、申込書の内容を本市が確認した上で、方法等を後日連絡する点に留意すること。

(4) 資料閲覧の機会の提供

本事業への応募を検討するために必要な関連資料の閲覧については、次のとおり実施する。
資料閲覧の対象資料及び閲覧方法は、応募検討者の希望を確認した上で、本市で判断する。
また、閲覧を希望する者は、閲覧前に守秘義務の遵守に関する誓約書（様式5）を閲覧当日に原本を必ず提出すること。また閲覧により本市から提供される資料・情報を第二次被開示者に開示する場合は様式6による通知を行うこと。

資料閲覧希望の受付期間	令和8年7月24日（金）17時まで
資料閲覧希望の提出方法	電子メールにて受け付ける。
提供資料及び資料閲覧時期	資料閲覧の対象資料や閲覧方法は、本事業の応募を検討する事業者の希望を確認した上で、市で判断する。 詳細な時期は本市から連絡するが、8月上旬の実施を想定している。
資料閲覧希望の様式	様式4：資料閲覧申込書 様式5：守秘義務の遵守に関する誓約書 様式6：第二次被開示者への資料開示通知書 ※様式5の第1条第3項で必要な場合に使用。
提出先	前橋市水道局 下水道施設課 メールアドレス：sui-sisetu@city.maebashi.gunma.jp

(5) 実施方針等に関する質問及び意見の受付、質問回答公表

実施方針等の記載内容に関する質問及び意見の受付、質問への回答は、下記により行う。

① 実施方針等に関する質問及び意見の受付

質問・意見の受付期間	令和8年8月14日（金）17時まで
質問・意見の提出方法	電子メールにて受け付ける。
質問・意見の様式	様式7：実施方針に関する質問書 様式8：実施方針に関する意見書 様式9：要求水準書（案）に関する質問書 様式10：要求水準書（案）に関する意見書
提出先	前橋市水道局 下水道施設課 メールアドレス：sui-sisetu@city.maebashi.gunma.jp

② 実施方針等に関する質問への回答

公表予定日	令和8年9月8日（火）頃
公表方法	本市ホームページで公表する。

(6) 個別対話の実施

本事業では、応募検討者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する応募検討者の理解を深め、本市の意図と応募検討者の本事業に対する理解との間に齟齬が生じないようにすることを目的として対話の場を設ける。

対話は応募検討者ごとに個別に行い、対話内容は非公表とする。

ただし、応募検討者全てに共有することが望ましい対話内容については、対話参加者に確認した上で、応募検討者全てに共有する。

個別対話を希望する事業者は、対話で自らが取り上げたい議題の内容を申込書に記入し、本市に提出すること。個別対話の詳細は申込みのあった応募検討者に令和8年10月5日頃に提示する実施要領にて示す。

個別対話の申込み・受付は、下記により行う。

個別対話の 受付期間	令和8年9月30日（水）17時まで
個別対話実施 日時	10月19日（月）～10月30日（金）のそれぞれ午前（9時～12時）・午後（13:30～16:30）を予定する。詳細な時間帯は指定できない。 申込みの受付後、実施日時は、本市から後日連絡する。
個別対話の 申込方法	電子メールにて受け付ける。
個別対話の 申込みの様式	様式11：個別対話申込書
提出先	前橋市水道局 下水道施設課 メールアドレス：sui-sisetu@city.maebashi.gunma.jp
その他	現時点で共同提案を行うことが決定している場合、複数企業での合同参加は可能とする。その場合は参加者名簿に記載するとともに、備考欄に追記してください。 個別対話の回数は原則1回とする。ただし、個別対話申込時に提出する議題に限り、追加での実施を可能とする。詳細は申込みのあった応募検討者に別途提示する実施要領にて示す。

(7) 募集要項等の公表

本市は、募集要項等を本市ホームページで公表する。

(8) 募集要項等に関する質問の受付、質問回答公表

募集要項等に関する内容について質問受付、回答を行うことを予定する。具体的な日程等は募集要項等に示す。

(9) 参加表明書、参加資格確認申請書の受付及び参加資格審査結果の通知

本市は、参加表明書等を提出した者（応募者）を対象に参加資格の有無を確認し、参加資格の確認結果を各応募者に通知する。

なお、参加表明書等の提出方法及び日程並びに必要な書類の詳細等については、募集要項等に示す。

(1 0) 本市と応募者の対話

本市は、参加資格が確認された応募者と対話を行うことを予定する。

対話項目は、参加資格審査を通過した応募者より募集する。なお、実施日時、申込方法等の詳細は、募集要項等で示す。

(1 1) 事業提案書の受付

本市は、参加資格が確認された応募者に対し、募集要項等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。事業提案書の審査にあたって、必要であると判断した場合は応募者に対してヒアリングを行うこともある。

また、事業提案書に対応した見積書の提出を求める予定である。この見積書は予定価格に反映させるための参考資料として提出を求めるものである。提案金額は別途提出を求める予定である。詳細は募集要項等に示す。

(1 2) 優先交渉権者の選定及び公表

本市は、事業提案書の審査により優先交渉権者を選定し、応募者に通知するとともに、選定結果及び評価結果について、本市ホームページで公表する。

(1 3) 事業契約の締結

本市は、優先交渉権者と事業契約を締結する。

4 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

① 応募者

応募者は、単一企業又は企業グループであって、本事業の各業務にあたる者により構成されるものとする。応募者には、「前橋市建設工事競争入札参加資格審査要領（令和7年11月6日制定）」第2条に規定されている「市内業者」のうち、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事、水道施設工事のいずれかの資格を有する企業を少なくとも1社含むこと。なお、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、水道施設工事の場合は「A等級」の企業に限るものとする。

設計・建設業務にあたる者は単一企業又はJV（共同企業体）とし、本市と設計・建設工事請負契約を締結して業務を実施することとする。なお、設計・建設業務にあたる者として、JVを結成する場合、甲型、乙型は応募者の任意とする。JVの構成員の数に上限はなしとする。

甲型JVを結成する場合は、「前橋市特定建設工事等共同企業体運用基準（令和7年4月1日制定）」の「3（4）出資比率要件」に基づき、全ての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。また、「前橋市特定建設工事等共同企業体運用基準（令和7年4月1日制定）」の「3（3）ア」の要件を満たすこと。乙型JVを結成する場合は、国土交通省が公表する特定建設工事共同企業体協定書（乙）等で規定される項目を参考に共同企業体協定書を締結すること。

保全管理業務にあたる者は単一企業又はJV（共同企業体）、又はSPC（特別目的会社）とし、本市と保全管理業務委託契約を締結して業務を実施することとする。

なお、設計・建設業務にあたる者、並びに保全管理業務にあたる者として、JVを結成する場合は、最大の施工能力又は履行能力を有する者を各JVの代表者として定めること。各JVの代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

「(3) 応募者の参加資格要件」で規定している実績要件については、少なくとも1社が満たしていれば、実績要件を満たしていない企業も応募者に参加することが可能である。

② 構成員

構成員とは、本事業の設計、建設、保全管理の各業務にあたる者とし、参加表明書への明示を求めることとする。なお、保全管理業務にあたる者がSPCを設立する場合において、SPCに出資を予定し、本市又はSPCあるいはその両方から直接業務を受託することを予定している者とする。

③ 代表企業

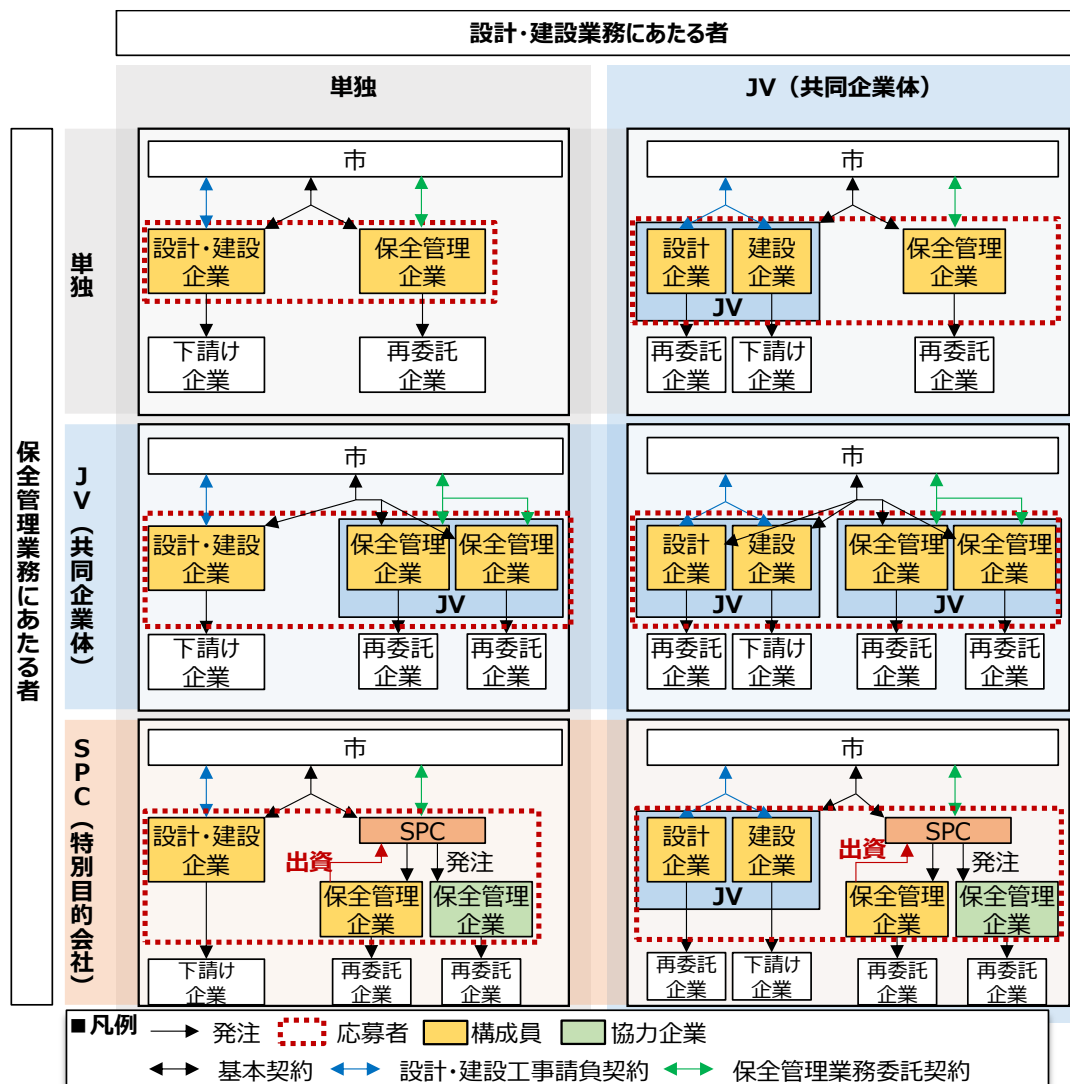
応募者は、構成員の中から代表となる者を代表企業として定める。代表企業が応募手続等の窓口を担うこととする。

④ 協力企業

保全管理業務にあたる者がSPCを設立する場合において、SPCへの出資予定がない者で本市又はSPCあるいはその両方から直接業務を受託することを予定している者とする。

⑤ 留意事項

- (ア) 応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員及び協力企業として重複参加できないものとする。
- (イ) 応募者の構成員及び協力企業の変更について、参加表明書等受付以降は原則として認めない。ただし、本市が特に必要であると認める場合は、この限りではない。
- (ウ) 応募しようとする企業の2社が、次のいずれかの関係に該当する場合は、その2社は、別の応募者の構成員として参加できないものとする。
- ア) 親会社と子会社の関係にある者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者。
 - イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている者。
 - ウ) 上記、ア) 又はイ) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者。



※上図は応募者の構成の概観を示すための図解である。企業数や出資会社数等を制限する趣旨ではない点に留意すること。

（２）応募者の制限

参加資格の資格確認基準日において、以下に該当する者は、構成員及び協力企業になることができない。なお、資格確認基準日以降においても応募者の構成員及び協力企業が以下に該当することとなった場合、本市は当該参加資格を取り消すことがある。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、個別事項に掲げる競争入札参加資格の再認定を受けている者。）であること。
- ③前橋市指名停止措置要綱（令和 7 年 6 月 1 日改正）第 2 条又は前橋市暴力団排除対策措置要綱（令和 6 年 4 月 1 日改正）第 2 条の規定による指名停止措置を受けている者。
- ④前橋市暴力団排除条例（平成 23 年前橋市条例第 38 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等である者。
- ⑤前橋水質浄化センター更新事業（第 1 期）事業者選定審査委員会の委員が属する組織、企業、又はその組織、企業と資本面もしくは人事面において関連がある者。
- ⑥法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- ⑦県内に本店又は営業所等を有する法人又は団体にあつては、県税を滞納している者。
- ⑧市内に本店又は営業所等を有する法人又は団体にあつては、市税を滞納している者。
- ⑨本市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者との資本面もしくは人事面において関連がある者。

なお、本事業に係る本市のアドバイザー業務に関与した者は次のとおりである。

ア パシフィックコンサルタンツ株式会社

（３）応募者の参加資格要件

応募者は「設計企業」、「建設企業」、「保全管理企業」で構成されるものとし、各企業は構成員又は協力企業として、参加資格の資格確認基準日において、担当する業務について以下の参加資格要件を満たすことを必要とする。

また、下水処理施設に係る設計、建設業務の実績については、下水処理施設の主要な施設又は設備が全て含まれていること。なお、必ずしも同一の下水処理施設内の主要な施設の実績ではなく、別の下水処理施設の実績を合わせることも可とする。主要な施設又は設備については、①ウ、②ウ、②エ、②オ、②カに定めるものとする。

なお、下記要件における「国・地方公共団体又は特殊法人等」の「特殊法人等」とは、下に掲げるものに限る。

- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 2 条に規定されている「特殊法人等」
- ・ 特別地方公共団体（一部事務組合）

- ・ 地方公社
- ・ 認可法人等（例：日本下水道事業団）

実績要件充足有無の組み合わせ例は以下のとおりである。

①設計企業の要件ウについて

ケース		土木施設	建築施設	機械設備	電気設備	要件充足有無
ケース1	A社	実施	実施	実施	実施	充足する
ケース2	A社	実施	実施	実施	実施	充足する
	B社	実施	実施	－	－	
ケース3	B社	実施	実施	－	－	充足しない
	C社	－	－	実施	実施	

【凡例】
A社：土木／建築／機械／電気的设计実績を有する企業
B社：土木／建築的设计実績を有する企業
C社：機械／電気的设计実績を有する企業

②建設企業の要件ウ、エ、オ、カについて

ケース		土木施設	建築施設	機械設備	電気設備	要件充足有無
ケース1	A社	実施	実施	実施	実施	充足する
ケース2	B社	実施	－	－	－	充足する
	C社	－	実施	－	－	
	D社	－	－	実施	－	
	E社	－	－	－	実施	
ケース3	A社	実施	実施	実施	実施	充足する
	B社	実施	－	－	－	
	C社	－	実施	－	－	
	E社	－	－	－	実施	
ケース4	B社	実施	－	－	－	充足しない
	C社	－	実施	－	－	
	E社	－	－	－	実施	

【凡例】
A社：土木／建築／機械／電気の施工実績を有する企業
B社：土木の施工実績を有する企業
C社：建築の施工実績を有する企業
D社：機械の施工実績を有する企業
E社：電気の施工実績を有する企業

① 設計企業

設計企業は、次のアからウまでの要件を満たしていること。複数の設計企業で業務を分担する場合は、アについては全ての設計業務を担当する構成員及び協力企業が満たすものとする。イ及びウの要件については、各設計業務を担当する構成員及び協力企業のうち少なくとも1社が満たすことで足りる。

ア 土木関係の設計業務を担当する構成員及び協力企業は「令和8・9年度前橋市競争入札参

加資格」における「土木関係建設コンサルタント業務（部門：下水道）」の認定を受けていること。建築関係の設計業務を担当する構成員及び協力企業は「令和８・９年度前橋市競争入札参加資格」における「建築関係建設コンサルタント業務（部門：建築一般）」の認定を受けていること。ただし、名簿に登録されていない者で本事業に参加を希望する者は、「令和８・９年度前橋市測量、建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請（随時申請）のしおり（<https://www.city.maebashi.gunma.jp/material/files/group/6/R8-9zuizi-C.pdf>）」を確認し、入札参加資格審査の申請を行うこと。

イ 建築士法第 23 条の規定による一級建築士事務所として登録を受けていること。

ウ 平成 19 年度以降（過去 20 年間）に国・地方公共団体又は特殊法人等から発注された下水道事業における下水処理場に係る設計業務の履行実績を有していること。なお、実績の対象となる施設・設備は以下のとおりとする。

- ・揚水施設（処理能力 1.215m³/秒以上）及び反応タンク施設（処理能力 17,850m³/日以上）の土木施設
- ・管理棟の建築施設
- ・汚水ポンプ設備（処理能力 1.215m³/秒以上）及び反応タンク設備（処理能力 17,850m³/日以上）の機械設備
- ・下水道事業における下水処理場（処理能力 31,700m³/日以上）の受変電設備、自家発電設備及び監視制御設備の電気設備

これらの設計実績全てを有することが必要であるが、必ずしも同一の下水処理場の実績ではなく、別の下水処理場の実績を合わせることも可とする。また、新設設計のみでなく、増設設計及び改築設計も実績として認める。ただし、土木施設及び建築施設の改築設計については、躯体の改築を含むこと。

② 建設企業

建設企業は、次のアからカまでの要件を満たしていること。複数の建設企業で業務を分担する場合は、建設業務を担当する全ての企業はアの要件を満たすものとし、イの要件を応募者で満たすものとし、ウからカまでの要件については、各業務を担当する構成員及び協力企業のうち少なくとも 1 社が満たすことで足りる。なお、性能評価検証業務を実施する者は、オの要件を満たす企業の同一の企業とすること。

ア 建設業法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、本事業において担当する工事の種類について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

イ 本事業の主たる工事として、「令和 8・9 年度前橋市競争入札参加資格」に示す「土木一式工事」、「建築一式工事」、「機械器具設置工事」、「電気工事」、「水道施設工事」の認定を受けていること。代表企業は「水道施設工事」の認定を受けていること。

ただし、名簿に登録されていない者で本事業に参加を希望する者は、「令和 8・9 年度前橋市建設工事競争入札参加資格審査申請（随時申請）のしおり（<https://www.city.maebashi.gunma.jp/material/files/group/6/R8-9zuizi-A.pdf>）」を確認し、入札参加資格審査の申請を行うこと。

ウ 土木一式工事について、建設業法第 27 条の 23 の規定により経営事項審査を受け当該経営事項審査に係る総合評定値の通知（当該工事に係る請負契約を締結する予定の日の 1 年 7 か月前の日の直後の事業年度終了の日以降に発せられたものに限る。）を有している者であること。

併せて、土木一式工事について、平成 9 年度以降（過去 30 年間）に国・地方公共団体又は特殊法人等から発注された下水道事業における下水処理場に係る本体工事の履行実績を有していること。なお、実績の対象となる施設は、揚水施設（処理能力 1.215m³/秒以上）及び反応タンク施設（処理能力 17,850m³/日以上）のいずれか一つとする。新設工事のみでなく増設工事及び改築工事も実績として認める。ただし、改築工事については、躯体の改築を含むこと。

エ 建築一式工事について、建設業法第 27 条の 23 の規定により経営事項審査を受け当該経営事項審査に係る総合評定値の通知（当該工事に係る請負契約を締結する予定の日の 1 年 7 か月前の日の直後の事業年度終了の日以降に発せられたものに限る。）を有している者であること。

併せて、建築一式工事について、平成 9 年度以降（過去 30 年間）に国・地方公共団体又は特殊法人等から発注された下水道事業における下水処理場に係る本体工事の履行実績を有していること。新設工事のみでなく増設工事及び改築工事も実績として認める。ただし、改築工事については、躯体の改築を含むこと。

オ 機械工事及び性能評価検証業務について、平成 24 年度以降（過去 15 年間）に国・地方公共団体又は特殊法人等から発注された下水道事業における下水処理場の污水ポンプ設備（処理能力 1.215m³/秒以上）及び反応タンク設備（処理能力 17,850m³/日以上）に係る機械工事業務の履行実績を有していること。なお、新設工事のみでなく、増設工事及び改築工事も実績として認める。

カ 電気工事について、平成 24 年度以降（過去 15 年間）に国・地方公共団体又は特殊法人等から発注された下水道事業における下水処理場（処理能力 31,700m³/日以上）の受変電設備、自家発電設備及び監視制御設備に係る電気工事業務の履行実績を有していること。なお、新設工事のみでなく、増設工事及び改築工事も実績として認める。

③ 保全管理企業

保全管理業務を実施する全ての構成員及び協力企業は、次のアの要件を満たしていること。

ア 「令和 8・9 年度前橋市競争入札参加資格」の「物品・役務（大分類：保守管理）」の認定を受けていること。ただし、名簿に登録されていない者で本事業に参加を希望する者は、「令和 8・9 年度前橋市物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請（随時申請）のしおり（https://www.city.maebashi.gunma.jp/material/files/group/6/R89zuiji_buppinekimu.pdf）」を確認し、入札参加資格審査の申請を行うこと。

※入札参加資格の追加登録等について（設計企業、建設企業、保全管理企業共通）

前橋市の入札参加資格者名簿に登録済みの事業者が、本事業への参加に必要な業種・部

門（工種・区分）又は営業品目（大分類は6品目まで）の追加登録等を行う場合、随時申請による受付は行われず、中間年申請の期間内に申請を行う必要がある。なお、中間年申請は令和9年1月頃（約1か月間）に実施される予定である。

中間年申請の実施時期、申請方法その他の詳細については、ぐんま電子入札共同システム及び前橋市ホームページ（契約監理課）において随時案内されるため、最新の情報を確認すること。

また、入札参加資格審査申請に関する問合せ先は次のとおりとする。

前橋市 総務部 契約監理課

- ・ 建設工事、測量・建設コンサルタント業務に関すること：027-898-6298
- ・ 物品・役務に関すること：027-898-6282

（４）参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は令和9年6月を予定している。詳細は募集要項等に示す。

5 審査及び選定に関する事項

(1) 事業者選定審査委員会の設置

優先交渉権者の選定等に際しては、学識経験者等で構成される「前橋水質浄化センター更新事業（第1期）事業者選定審査委員会」を設置する。応募者が優先交渉権者の選定までに、各委員に対し民間事業者選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

<前橋水質浄化センター更新事業（第1期）事業者選定審査委員会>

氏名	職名
田中 恒夫	前橋工科大学 工学部 社会環境工学科 教授
植田 和男	特定非営利活動法人 日本PFI・PPP協会 会長兼理事長
山口 大介	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー
青木 貴雄	群馬県 下水環境課長
膽熊 桂二	前橋市 公営企業管理者
茂木 政史	前橋市 水道局長
設楽 貞則	前橋市 下水道整備課長

※人事異動等の事情で委員が変更となる可能性がある。変更となった場合は変更内容を公表する予定である。

(2) 審査内容

前橋水質浄化センター更新事業（第1期）事業者選定審査委員会は以下の内容により、事業提案にかかる審査を行う。審査基準は募集要項等に示す。

① 参加資格確認

ア 応募者の参加資格要件の確認

② 提案審査

ア 提案書類審査

イ 価格審査

(3) 優先交渉権者の選定

本市は、前橋水質浄化センター更新事業（第1期）事業者選定審査委員会において、施設・設備のライフサイクルコストを踏まえた提案価格、事業遂行能力、その他の条件を総合的に評価し、最も優れた提案を行ったと認められる応募者を優先交渉権者として選定する。

(4) 審査結果の公表

本市は、前橋水質浄化センター更新事業（第1期）事業者選定審査委員会の審査結果をまとめ、優先交渉権者選定後、本市ホームページにより速やかに公表する。

(5) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属する。

ただし、本市が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、無償で利用できる。また、優先交渉権者以外の提案については本事業の公表以外の目的には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

6 優先交渉権者選定後の手続

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者選定後速やかに、募集要項公表時に示す基本協定書（案）に基づき基本協定を本市と締結しなければならない。

(2) 設計・建設業務における JV の結成

優先交渉権者として選定された応募者のうち、設計・建設業務にあたる者が JV を結成する場合は、契約締結までに結成しなければならない。

(3) 保全管理業務における SPC の設立

優先交渉権者として選定された応募者のうち、保全管理業務にあたる者が SPC を設立する場合、基本協定締結後速やかに、SPC を会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）に定める株式会社として設立し、SPC にかかる商業登記簿謄本を本市に提出しなければならない。

SPC の本店所在地は、本市内とすること。

当該 SPC に出資する者は、事業契約が終了するまで、SPC の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(4) 保全管理業務における JV の結成

優先交渉権者として選定された応募者のうち、保全管理業務にあたる者が JV を結成する場合は、契約締結までに結成しなければならない。

(5) 基本契約の締結

本市は、基本協定締結後、設計・建設、保全管理業務を、事業期間を通して一括して民間事業者に委ねるために、優先交渉権者との間で基本契約を締結する。締結にあたっては本市・民間事業者それぞれ誠実に協議するものとする。

（６）設計・建設工事請負契約の締結

本市は、基本契約に基づき、民間事業者が本事業の設計・建設業務のために結成するJV（ただし、応募者の参加資格要件を満たし、設計・建設業務を一者で行える場合はこの限りではない）と、本事業にかかる設計・建設工事請負契約を締結する。

（７）保全管理業務委託契約の締結

本市は、基本契約に基づき、保全管理業務にあたる者との間で、本事業にかかる保全管理業務委託契約を締結する。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。本事業の対象施設の設計・建設、及び保全管理の責任は、原則として民間事業者が負うものとする。

本市と民間事業者のリスクは、別紙1「リスク分担に関する基本的な考え方」による。なお、分担の詳細については募集要項等を示す。

2 民間事業者の責任の履行確保に関する事項

(1) 契約保証金の納付等

本市は、事業契約に基づいて民間事業者が実施する業務の履行を確保する（主に整備する施設の性能の担保を想定しているが、これに限らない）ため、事業契約の保証を求めることを予定している。民間事業者は、次の①から③までに示す契約保証金を納付するものとする。

- ① 設計・建設期間中の契約保証金は、設計・建設業務に係る対価の10分の1以上とする。
- ② 性能評価検証期間中の契約保証金は、設計・建設期間中に納付した契約保証金を性能評価検証期間終了時まで維持するものとする。
- ③ 保全管理期間中の契約保証金は、保全管理業務に係る対価の総額を20で割った金額の10分の1以上とする。

ただし、民間事業者は、保険会社との間に本市を被保険者とする上記①から③までの契約金額相当額の10分の1以上に相当する金額の履行保証保険を締結し、当該保険証書を本市に提出することをもって、契約保証金の納付に代替できるものとする。上記方法以外の契約保証金納付の代替え方法については、以下を予定している。

- 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、本市が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(2) 事業の実施状況の監視及び是正勧告

本市は、民間事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成していることを確認するため、本事業の実施に関する各業務の実績及び実施状況について監視し、必要に応じて是正を要求するものとする。なお、詳細については募集要項等を示す。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地・本事業の対象施設に関する事項

本事業の対象施設の立地に関する事項を以下に示す(別紙2「対象施設の建設予定地」参照)。

所在地	群馬県前橋市六供町三丁目1番9ほか
敷地面積(現状)	約70,784m ²
都市計画区域	前橋都市計画区域:市街化区域
都市機能誘導区域	都市機能誘導区域外
居住誘導区域	区域内
用途地域	準工業地域
防火地域	22条区域
絶対高さ制限	なし
騒音規制地域	第3種区域(準工業地域)
振動規制地域	第2種区域(準工業地域)
臭気規制地域	B区域

2 施設構成等の概要

(1) 排除方式

合流式(一部分流)

(2) 施設の処理能力

沈砂池ポンプ棟 2.43m³/s

新1系水処理施設 35,700m³/日

(3) 処理方式

提案による

※原則、下水道法施行令第5条の5第1項第2号及び「下水道法に基づく事業計画の運用について」(令和3.11.1国水事第28号)に基づく処理方式とする。

(4) 施設概要

詳細は、別紙3「本事業の対象施設」を参照のこと。

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置

事業計画、基本協定、又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、本市と民間事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

2 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に関する紛争については、前橋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、本市又は民間事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

2 本事業の継続が困難となった場合の措置

上記1.の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約に定めるところに従い、本事業を終了するものとする。

(1) 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 民間事業者の提供するサービスが要求水準書に示す要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、本市は民間事業者に対して是正勧告を行い、一定期間内に是正計画の提出及び実施を求めることができるものとする。また、民間事業者が当該期間内に是正することができなかった場合は、本市は事業契約を解除することができるものとする。
- ② 民間事業者の財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、本市は事業契約を解除することができるものとする。
- ③ 上記①及び②の規定により本市が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、本市は民間事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、民間事業者は事業契約を解除できるものとする。
- ② 上記①の規定により民間事業者が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、民間事業者は本市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 不可抗力その他本市又は民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、本市と民間事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- ② 一定の期間内に上記①の協議が整わないときは、本市又は民間事業者は、事前に書面により相手方に通知することにより、事業契約を解除することができるものとする。
- ③ 上記②の規定により本市又は民間事業者が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約に定めるところに従うものとする。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

民間事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

民間事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本市はこれらの支援を民間事業者が受けることができるように協力するものとする。

3 その他の支援に関する事項

本市は、民間事業者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、本市は必要に応じて協力する。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、本市ホームページ等を通じて適宜行う。

2 応募に係る費用負担

本事業への応募に係る費用は全て応募者の負担とする。

3 問合せ先

本事業に関する問合せ先は、以下のとおりとする。ただし、本事業に係る内容の問合せは受け付けない。

前橋市水道局 下水道施設課

住所：〒371-0804 前橋市六供町三丁目1番地9

電話：027-221-7524 電子メール：sui-sisetu@city.maebashi.gunma.jp

別紙１ リスク分担に関する基本的な考え方

（●は主分担、▲は従分担を示す。）

No.	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				市	事業者
1	共通	応募関連書類	募集要項等の応募関連書類の誤り・変更	●	
2		応募費用	応募費用に関するもの		●
3		契約締結	契約締結の中止	●	●
4		政策変更	市の政策方針や事業計画の変更によるもの	●	
5		税制度	事業者の利益に係る税制度の新設・変更等		●
6			消費税率の変更（※消費税の変更が生じた場合、市は、変更後の法令に基づき算定した金額を事業者に支払う。）	●	
7			上記以外のもの	●	
8		法制度	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等（許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む）	●	
9			上記以外のもの		●
10		許認可 ※制度変更は法制度リスクに含む。	市の事由による許認可の取得遅延	●	
11			上記以外による許認可の取得遅延		●
12		住民対応	本事業そのものの実施に係る住民の反対運動、訴訟等に関するもの	●	
13			上記以外に関する住民の反対運動、訴訟等に関するもの		●
14		環境	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		●※１
15		第三者賠償	市の事由による事故によるもの	●	
16			上記以外の事由による事故によるもの		●
17		不可抗力	戦争、風水害、地震等その他自然的又は人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲を超えるもの	●	▲※２
18		債務不履行	市の債務不履行による中断・中止	●	
19			事業者の債務不履行による中断・中止		●
20		物価変動	物価変動によるもの	●	▲※３
21		事業の中断	市の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	●	
22			事業者の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害		●
23			法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害	●	●

No.	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				市	事業者
24	設計・建設段階	測量・調査	市が実施した測量・調査に関するもの	●	
25			上記以外の測量・調査に関するもの		●
26		設計費の増大、設計遅延	市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計費の増大、設計の完了遅延など（※４）	●	
27			上記以外の事由による設計費の増大、設計の完了遅延など		●
28		設計変更	市事由による大幅な計画・設計変更等	●	
29			上記以外の事由による大幅な計画・設計変更等		●
30		用地	市が提示した情報に基づく対応に関するもの		●
31			上記対応を超えるもの	●※５	
32		工事費の増大、工事遅延	提示条件の誤りや市の追加指示、市の事由による工事費の増大、工事遅延	●	
33			上記以外の事由による工事費の増大、工事遅延		●
34	保全管理段階	工事監理	工事監理の不備によるもの		●
35		要求水準未達	施設の性能及び仕様が定められた条件を満たしていない（施工不良を含む）ことによるもの		●
36		引渡し遅延	市の事由による施設の引渡し遅延	●	
37			事業者の事由による施設の引渡し遅延		●
38			上記以外の第三者等の事由による施設の引渡し遅延	●	▲
39		契約不適合	事業契約に規定する契約不適合責任期間中に見つかった施設の契約不適合		●
40			事業契約に規定する契約不適合責任期間後に見つかった施設の契約不適合	●	
41		遅延	市の事由による保全管理開始の遅延に関するもの	●	
42			上記以外による保全管理開始の遅延に関するもの		●
43		施設損傷及び劣化	事業者の責（適切な保全管理業務を怠ったこと等）に帰すべき事由による施設の損傷及び劣化に関するもの		●
44			上記以外の事由によるもの	●	
45		業務内容変更	市の指示、提示条件の不備・変更によるもの	●	
46			上記以外の事由による不備・変更によるもの		●
47		要求水準未達	流入水質の変動による要求水準の未達	▲※６	●※６
48		保全管理費増大	市の事由による保全管理費の増大	●	
49			流入水質の変動による保全管理費の増大	▲※７	●※７
50			上記以外の事由による保全管理費の増大		●
51		施設の撤去	付帯事業の設置施設の撤去に関するもの		●

※１ 業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、市がその損害を負担。詳細は募集要項等に示す。

※２ 事業者は、不可抗力の損害について一部を負担する。事業者が負担する損害の割合については、募集要項等に示す。

※３ 対価の改定基準等に基づき対応する。詳細は募集要項等に示す。

※４ 既設３系最初沈殿池改造については、要求水準書（案）において市が提示している条件・要求事項が新１系水処理施設等に関し提示している条件・要求事項と異なる点があるため、詳細については応募検討者において要求水準書（案）を確認すること。

※５ 詳細は協議による。

※６ 施設に流れ込む水質の変動について、一定範囲内の変動による要求水準の未達は事業者負担、一定範囲を超える著しい変動があった場合には、市・事業者間の協議とする。具体的な範囲などの詳細は募集要項等に示す。

※７ 施設に流れ込む水質の変動について、一定範囲内の変動による保全管理費の増大は事業者負担、一定範囲を超える著しい変動があった場合には、市・事業者間の協議とする。具体的な範囲などの詳細は募集要項等に示す。

別紙2 対象施設の建設予定地



別紙 3 本事業の対象施設

